

平成26年12月定例会

文教厚生委員会説明資料

教育委員会

目 次

I 提出予定案件	-----	1
1 一般会計・特別会計予算	-----	1
(1) 歳入歳出予算	-----	1
ア 総括表	-----	1
イ 課別主要事項説明	-----	3
(2) 債務負担行為	-----	4
2 その他の議案等	-----	5
(1) 条例案	-----	5
(2) 指定管理者の指定について	-----	6

I 提出予定案件

1 一般会計・特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳						一 般 財 源
				特 定 財 源						
				国支出金	使用料 手数料	財産収入	繰入金	諸収入	地方債	
教育総務課	1,369,984	0	1,369,984		8,000	24,374	81,000	21,730		1,234,880
コンプライアンス推進室	1,004	0	1,004							1,004
施設整備課	4,733,689	0	4,733,689	133,235			1,319,000		2,772,000	509,454
教育戦略課	431,871	0	431,871		12,108		409,000	420		10,343
教職員課	66,113,780	0	66,113,780	13,151,450	828,319			8,186		52,125,825
福利厚生課	7,498,066	0	7,498,066			25,707	413,000	131	400,000	6,659,228
学校政策課	1,205,910	0	1,205,910	746,518	2,027	170	80,303	17,944		358,948
特別支援教育課	159,913	0	159,913	91,711			2,200	800		65,202
人権教育課	151,006	0	151,006	28,600			2,500	11,197		108,709
体育学校安全課	233,472	2,000	235,472	41,795			4,675	125,270		(2,000) 63,732
生涯学習政策課	209,196	0	209,196	22,366			72,000			114,830
教育文化政策課	443,053	0	443,053	4,678	616		81,800	292,089		63,870
文化の森振興本部	603,302	0	603,302		17,612			39,036		546,654
計	83,154,246	2,000	83,156,246	14,220,353	868,682	50,251	2,465,478	516,803	3,172,000	(2,000) 61,862,679

(注) () 数字は、補正額の財源の再掲である。

特別会計

(単位：千円)

区 分	会 計 名	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳				
					国支出金	財産収入	繰入金	諸収入	繰越金
施設整備課	県有林県行造林 事業特別会計	250	0	250		250			
学校政策課	奨学金貸付金 特別会計	267,436	0	267,436	35,028	965	14,833	183,775	32,835
	計	267,686	0	267,686	35,028	1,215	14,833	183,775	32,835

イ 課別主要事項説明
 体育学校安全課
 (ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
保健体育総務費	180,140	2,000	182,140	① 学校安全管理指導費 (2,000) ア①「子どもの安全見守りリーダー」育成事業 2,000
体育振興費	53,332	0	53,332	
体育学校安全課合計	233,472	2,000	235,472	

(2) 債務負担行為

(単位：千円)

課名	事項	期間	限度額	左の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
教育文化政策課	徳島県立埋蔵文化財総合センターの 管理運営協定	自 平成27年度 至 平成29年度	43,625				43,625

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（学校政策課）

（改正の理由）

徳島県立高等学校総合寄宿舎の改築等に伴い、使用料の額の適正化を図るとともに、入舎人数の減少等に鑑み、徳島県立麻植寮及び徳島県立美馬寮を廃止する等の必要がある。

（改正の概要）

（ア）徳島県立高等学校総合寄宿舎の使用料の額を1,800円から、5,600円に改めることとする。

（イ）徳島県立阿南寮の位置を阿南市宝田町に変更することとする。

（ウ）徳島県立徳島寮の研修室を合宿等を目的とする高等学校の生徒等の宿泊に利用させることができるとし、利用手続及び宿泊料を定めることとする。

（エ）徳島県立麻植寮及び徳島県立美馬寮を廃止することとする。

（オ）（ア）にかかわらず、当分の間、寄宿舎の使用料の額については、一箇月につき2,800円とすることとする。

（施行期日）

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、（イ）及び（ウ）については、公布の日から起算して、1年4月を超えない範囲内において規則で定める日から、（エ）については、平成28年4月1日から施行する。

(2) 指定管理者の指定について

ア 徳島県立埋蔵文化財総合センターの指定管理者の指定（教育文化政策課）

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	住所	法人等名	
徳島県立埋蔵文化財総合センター	板野郡板野町犬伏字平山86番2	公益財団法人 徳島県埋蔵文化財センター	自 平成27年 4月 1日 至 平成30年 3月31日